

【第2回審査会】静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解

No.	区分	ページ等	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般	-	添付-3の選定表(表4.1-3)と理由(表4.1-4(1)、表4.1-4(2)及び表4.1-5)を整合させること。項目は、それぞれの表の順番をあわせ、選定しない項目については理由を付すこと。	県条例の項目の順番にしたがって、評価項目として選定した結果、項目を選定する理由及び選定しない理由を添付資料1に示します。	吉崎会長
2	全般	資料5 NO.6	住民への説明会は何回開催したのか。住民の理解が得られていないのであれば、環境省や資源エネルギー庁の策定しているガイドラインを踏まえておらず、適切ではないと考える。	資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」においても、説明会の開催などにより事業についての地域住民の理解を得ることや、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることとされており、本事業においてもその主旨にしたがって事業を進めており、引き続き皆様にご理解いただけるように真摯に対応する所存でございます。	小泉委員
3	全般	-	災害そのものは評価しないが、引き起こす要因である土地の安定性や土壌、土砂の流出、堆積などは審議対象となる。土砂や雨水の流入を想定していないということは、土壌、土砂の流出、堆積や河川の変化を考慮しないことになる。最初から想定していないという発言は受け入れにくい。	事業計画の策定においては、土砂災害が発生しないように、十分な容量の沈砂池や調整池の容量、並びに調整池、堤体及び擁壁の設計を検討してまいります。また、土地の安定性や土壌、土砂の流出、堆積については策定した環境保全計画等の事業計画を基に調査、予測・評価を実施いたします。	吉崎会長
4	全般	-	林地開発許可手続で調整池が審査されているから、環境影響評価をやらなくてよいとはならない。アクセスは、林地開発許可とは別の視点で審議していくことになる。町長、住民、アクセス委員等の意見を踏まえて対応いただきたい。	事業計画の策定に当たっては、町長、住民、アクセス委員等の意見を踏まえて、可能な限り土砂崩壊や洪水などの災害が発生しないよう検討していきたいと考えます。	吉崎会長
5	全般	-	豪雨時に調整池に土砂が流入した場合に、調整池の容量が不足することを想定しているのか。	切土、盛土法面の安定性を評価する事によって、崩壊の可能性は回避、低減されるものと考えます。表土の流出はあると思いますが、調整池の容量を圧迫するものではないと考えます。	加須屋委員
6	全般	-	丹那や畑は、過去の令和元年の台風や平成10年の豪雨で被災しているが、事業実施区域では、土砂崩壊などが発生したことはないのか確認すること。	函南町に災害情報の資料提供を依頼していますので、情報が得られましたら、準備書に記載するとともに、それらの降雨条件も踏まえ、予測評価をしていきたいと考えます。	加須屋委員
7	全般	-	気象観測データに、近隣で観測されている国交省の丹那観測所のデータを使用できないか検討すること。	丹那観測所のデータは確認しており、データの使用は可能であると考えています。	吉崎 会長
8	騒音	-	現地は盆地地形を有しており、防災無線などの音がパネルで共鳴することはないのか。住民生活に影響がないことを明らかにすること。	防災無線の伝搬障害としては隣接子局の音が重なって聞こえるいわゆるエコー妨害が生じます。その他に高層建物による音の遮蔽や反射、聴取位置や聴取者の聴力の違い等によってもそれぞれ聴取状態は変化します。山や谷があると、その影になる部分では音声は遮断され、聴取し難い地域が生じ、また、盆地などで気温の逆転現象によっても、音波の異常伝搬は起こり、逆転層に反射されて音が遠くまで到達する場合があります。当該地域では、田代盆地や丹那盆地は対象事業実施区域より標高が低く、且つ、300m以上離れていること、また、軽井沢地区では対象事業実施区域の周囲に残置森林を設置することから、ソーラーパネルの反射音の影響はないものと考えます。	斉藤委員
9	水質汚濁	-	濁水のモニタリングは、単に水質汚濁としてではなく、地形の安定や生態系への影響も小さくないため、河川中の濁水モニタリングは簡便であり、降雨中の流量ピーク時のデータは重要であると考えます。	「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」(建設省都市局都市計画課、平成11年)では、水の濁りの評価については「各種降雨条件に対応した実際の浮遊物質量を設定してまでの評価は必要ない」としていますので、同マニュアルに示すとおり、人間活動がみられる日常的な降雨として、可能な限り雨量が多い条件で1回調査いたします。調査に際しては降雨中の流量ピークが把握できるように複数回調査を行います。また、方法書では魚類・底生生物の調査を予定していますので、その中で、水の濁りの影響について予測・評価します。	横田委員

【第2回審査会】静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解

No.	区分	ページ等	意見等	事業者の見解	意見元
10	水質汚濁	-	大規模に森林伐採するため、降水量は変化しないとすると、地下浸透、表面流出、蒸発散等の水の循環が変化することが予想される。 さらに調整池からの排水も行われることから、ますますこの流域、地域での水の循環が変化するため、「影響は小さいと予測される」とするのではなく、他の地域の影響が定量的にどれくらいなのかを評価する必要があると考える。 したがって、水質汚濁、地形変化、地下水変化等個別の項目で議論するのではなく、涵養能力の低下に伴う表面流出の増加などについて、この地域の水循環がどのように変化するかを予測し、評価する必要があると考える。	本事業では、ダム建設のように河川をせき止めるような事業ではなく、さらに本事業での開発面積は、柿沢川の河川流域に対する割合から考えると極めて小さく、地域の水循環に影響を与えるほどの事業ではないと判断いたします。 法アセス対象の太陽光発電所事業においても、水循環の予測・評価をしている事例は、弊社が知りうる範囲では存在しておりません。	横田委員
11	水質汚濁	-	降雨時、SS、養分、重金属等が高濃度に流出することはよく知られている。 調整池に一時的に水を貯留し、その水を下流に排出することで、流量増加の影響は減少できるとのことだが、養分を含んだ水が一定期間貯留することに伴う水質の変化、さらにその水質（特に有機物やpH）が下流にどのような影響を及ぼすのかを評価する必要があるのではないかと考える。	養分というのは、窒素・リンのことであると判断します。窒素・リンの予測については検討いたします。	横田委員
12	水質汚濁	-	SS分として、調整池に一時貯留されるとのことだが、調整池に貯留しにくい粒子の細かなSS分の流出について評価する必要はないかと考える。	SSはご存じの通り、2mmのふるいを通した後に、保持粒径1μmのろ材に捕集された懸濁物質量です。通常の河川の水質監視において、1μm以下の懸濁物質が監視対象になることはないため、本事業でも予測、評価の対象とは致しません。	横田委員
13	水質汚濁	-	通常下流への土砂供給は河川の働きの一つだが、調整池設置に伴う影響（土砂流出が抑制）は評価しなくてよいのか。	本事業では河川の直接改変を行わないことや、柿沢川の集水域に対する改変の割合が極めて小さいことから、土砂運搬量の予測、評価までは必要ないものと判断しています。	横田委員
14	水質汚濁	-	工事中排水について、中和処理後放出とあるが、排水水のpHほどの程度を想定するか。 環境基準を満たしていればよいのではなく、現場のpHをもって評価する必要があると考える。	排水中のpHは排水基準(5.8~8.6)または環境基準(6.0~8.5)で調整する予定です。ご存じのように、河川水のpHには緩衝作用もありますので、環境基準を満たすことで評価すべきであると考えます。	横田委員
15	土地の安定性	-	土地の安定性を評価するためには、地域性を把握することが重要なので、既に文献、現地調査によって得られた情報とこれから調査していく情報を検討し、わかりやすく再提示すること。	地質調査等で既に得ている情報に関しては柱状図の整合等を行い、添付資料4にお示しいたします。又、今後は盛土箇所以外も円弧滑りの計算を行い土地の安定性を検証して準備書に記載いたします。	森下副会長 吉崎会長
16	安土地性の	-	追加で行なったNO.7のボーリングデータも追記すること。	添付資料2にお示しします。	副会長 森下
17	安土地性の	添付14	調査位置図中の断面線とは何を示しているのか。	当初計画時の断面図位置を示しています。	副会長 森下
18	安土地性の	添付13	前回、現地の地質の分布等の状況を把握するために柱状図を比較する図面（標高を揃えた図面）の作成を求めたが提示されていないので、次回には提示すること。	添付資料4にお示しいたします。	副会長 森下
19	安土地性の	資料4 NO.28	ローム層を完新世のものであると表示しているの、その根拠を示すこと。	文献等によると更新世であるとの見解であり、添付資料3のとおり修正いたします。	副会長 森下
20	動物	資料4 NO.40, 42	NO.40, 42は同じ内容の質問なのに見解が異なっている。 冬季調査は行なわないということか。	冬季において、成虫になる種はほとんどおらず、冬季に幼虫である種に関しては、春季にも確認可能と考えております。	加須員屋
21	動物	資料4 NO.40, 42	秋季の幼虫の初期段階での同定が可能なのか。 可能であれば、春季だけの調査で十分な調査が可能ということか。	幼虫の初期段階での確認は難しい種もございますが、幼虫期に関してはある程度の時間を要することからも、冬季の前後となる秋季及び春季に調査を実施することから、初期段階や後期段階等で確認が出来ると考えております。	加須員屋委員

【第2回審査会】静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解

No.	区分	ページ等	意見等	事業者の見解	意見元
22	動物	資料4 NO. 40, 42	秋季の同定が難しいのであれば、冬季と春季の調査を実施すればよいのではないか。	夏季以降に産卵した種については、秋季の同定は難しいとは考えますが、春季に産卵した種の同定には、適した時期と考えており、秋季及び春季で、生息する底生動物の確認が出来ると考えております。	加須屋委員
23	動物	資料4 NO. 35	パネルの大部分が設置される箇所には鳥類の調査ポイントを設置しない理由は何か。各調査ポイントから距離が離れており、パネル設置部分は確認しにくいと思われるが、カバーできているのか。	調査地点については、パネルが設置される箇所を含めた対象事業実施区域及びその周囲に存在する環境・植生毎に配置出来るよう、地点までのアクセスの利便性等を考慮して配置しております。パネルが設置される環境も網羅出来ており、鳥類の生息状況の把握は出来るものと考えております。	坂東委員
24	動物	資料4 NO. 38	オオタカについての見解「当日御説明」の内容はどのようなになっているか。	オオタカに関しては、猛禽類調査の際に確認はされておりますが、現状、繁殖を示唆する行動といった特筆すべきものは確認されていません。	坂東委員
25	動物	資料4 NO. 43	サシバ、ハチクマの渡りのルートがないことを確認した文献の出典を記載すること。	出典については記載し、次回審査会の際にお示しいたします。	坂東委員
26	動物	-	鳥類の調査は、活動が活発な時間である早朝に実施しているのか。	一般鳥類の調査については、活動が活発になる早朝も含めた時間で実施しております。	坂東委員
27	植物	-	造成緑地には、サツキやツツジを植栽するとしているが、将来に亘り維持していくのか。緑化は、将来の状況を想定した上で検討したほうが良い。また、国立公園第2種特別地域にも隣接することから、緑化方法は工夫が必要と考える。	ご指摘頂いた点を踏まえ、緑化方法については検討いたします。	吉崎会長
28	景観	資料4 NO. 47, 48	丹那盆地ならではの盆地景観としての自然景観が、人工景観に変わってしまうが、シミュレーション地点を示すだけでなく、盆地景観というものをどのように考えているのか。	丹那盆地からの眺望景観は山々に囲まれた盆地状の景観として捉えられる圍繞景観としての側面もありますので、そのような視点を含めて、フォトモニタージュによる景観の変化について、予測・評価をいたします。	東委員
29	景観	資料4 NO. 47, 48	景観資源としての盆地景観は、自然地形と一体となったの営みとなっていることに函南の「美しく品格のある邑」というものが存在しているので、そのことを踏まえて評価すること。	眺望点からの眺望景観の変化に加え、丹那盆地からの眺望景観は山々に囲まれた盆地状の景観として捉えられる圍繞景観としての視点を含めて、伊豆ジオサイト等の景観資源への影響についても、予測・評価をいたします。	東委員
30	景観	資料4 添付-3	造成工事時には、景観への影響が大きいことから、「造成等の施工による一時的な影響」を選定し、評価すること。	県条例環境影響評価技術指針では、景観の予測対象時期は対象事業の工事完了時及び供用開始後の適切な時期としておりますので、工事完了時は供用開始後と同様と考え、「造成等の施工による一時的な影響」は選定いたしません。なお、地下水の変化など予測対象時期が工事中と記載がある項目については「造成等の施工による一時的な影響」を選定いたします。	東委員
31	景観	資料4 添付-3	景観への影響は、完了時が最も大きいとのことだが、造成の段階に応じて、評価を行なうこと。	同上	東委員
32	景観	資料5 NO. 13	太陽光発電所の付帯施設には、パワーコンディショナーや鉄塔があるが、函南町の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項では、太陽光発電施設が触れられている。盆地を形成する大事な要素である稜線に設置することを懸念している。次回に鉄塔や送電線の設置に関する見解を示すこと。	函南町の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項では、太陽光発電施設が規定されており、届出対象の工作物の新築等として「自立した太陽光発電施設で、施行区域の面積が1,000平方メートル以上のもの」に該当します。系統連系の送電鉄塔は対象事業実施区域から北側約0.8kmの田代地区の東側の鉄塔であり、対象事業実施区域内に1本、外側に3本の送電鉄塔を設置する計画です。	東委員